

新旧対照表 ほくぎん JCB DEBIT CARD 規約

該当条文	旧（該当箇所を下線）	新（今回改定後）
<p>第 10 条 （会員区分の変更）</p>	<p>条文なし</p>	<p>1.本会員が申し出、三社 が承認した場合、会員区分は変更になります。会員が当行に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が当行に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。</p> <p>2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して三社 または三社 以外の JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、三社 に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。この場合暗証番号については第 7 条第 1 項を準用するものとします。</p>
<p>第 29 条 （退会及び会員資格の喪失等）</p>	<p>3.本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p> <p>3-（7）本会員が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>両社</u>の信用を毀損し、または<u>両社</u>の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為等を行ったとき。</p>	<p>削除</p> <p>（7）本会員が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>三社</u>の信用を毀損し、または<u>三社</u>の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為等を行ったとき。</p>